

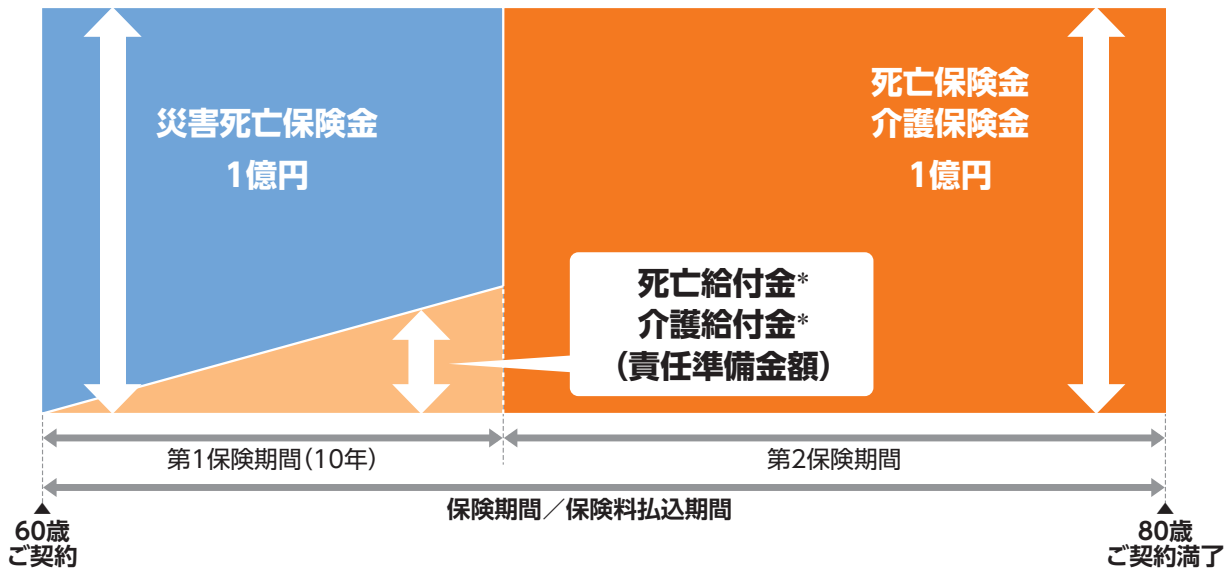
介護定期 災害保障タイプ

- 1** 万一の保障に加え、**要介護・身体障害状態**などの**生存中のリスク**にそなえることができます。
- 2** 医師の診査は**不要**です。**3つの告知項目**に該当しなければ、お申込みいただけます。
- 3** **最短55歳満了～最長100歳満了**までニーズに応じた保険期間をお選びいただけます。

【ご契約例】

性別・年齢：男性・60歳 保険期間／保険料払込期間：80歳満了 保険金額：1億円 年払保険料：2,541,700円 契約の型：介護型

※イメージ図



保険期間の区分

第1保険期間：ご契約日からその日を含めて10年間となります。

第2保険期間：第1保険期間の満了の日の翌日からその日を含めて保険期間の満了の日までとなります。

*死亡給付金・介護給付金の金額は、保険金額より少なく、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

*商品パンフレット上の保険料などの数値は、資料作成時を計算基準日としています。



●保険金・給付金のお支払事由・金額

お支払いする保険金・給付金およびその金額は、下記のとおりとなります。

また、要介護・身体障害状態に対する保障のお支払いは、公的制度に連動*1しています。

お支払いする保険金・給付金		お支払事由	お支払額	
第1保険期間*2	第2保険期間		第1保険期間*2	第2保険期間
災害死亡保険金		不慮の事故*3や感染症により死亡されたとき	保険金額	
死亡給付金	死亡保険金	死亡されたとき	責任準備金額*5	保険金額
介護給付金	介護保険金	公的介護保険制度における要介護3以上と認定されたとき*4		
身体障害給付金	身体障害保険金	身体障害者福祉法における1級の身体障害者手帳の交付を受けたとき		

●ご契約年齢により「障害・介護型」「介護型」があります。型の区分によりお支払いする保険金・給付金の種類が異なります。

ご契約の型	ご契約年齢	お支払いする保険金・給付金
障害・介護型	39歳以下	災害死亡保険金／死亡給付金・保険金／介護給付金・保険金／身体障害給付金・保険金
介護型	40歳以上	災害死亡保険金／死亡給付金・保険金／介護給付金・保険金

*1 公的介護保険制度における要介護認定、身体障害者福祉法における身体障害者手帳の交付基準に連動しています。

*2 第1保険期間は10年間となります。

*3 不慮の事故による傷害を原因とする場合、その事故の日から180日以内かつ第1保険期間中に死亡したときに限ります。

*4 公的介護保険制度は40歳以上の方が対象となるため、39歳以下の方が要介護認定されることはありません。

*5 死亡給付金・介護給付金・身体障害給付金の金額は、保険金額より少なく、払込保険料の合計額より少ない金額となります。

※保険金・給付金は重複してお支払いしません。

※詳しくは、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●告知項目

医師の診査は不要です。簡単なお手続きでお申込みいただけます。

該当する項目が一つでもある場合は、ご契約をお引受けできません。

1	過去2年以内に、下表の病気で一度でも医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか	
	心臓・血管	心筋こうそく、心筋症、大動脈瘤
	脳・精神・神経	脳卒中、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、脳動脈硬化症、パーキンソン病、(筋萎縮性)側索硬化症、認知症、統合失調症、双極性障がい(そううつ病)、アルコール依存症
	肺・気管支	肺気腫、慢性気管支炎、気管支拡張症
	肝臓・腎臓	肝硬変、腎不全、慢性腎炎、ネフローゼ
	目	緑内障、加齢黄斑変性症、網膜色素変性症
	がん・しゅよう	がん(上皮内がんを除く)、肉腫、白血病、悪性リンパ腫
	その他病気	糖尿病(インスリン治療中のもの、糖尿病性網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病性神経症)、こうげん病、関節リウマチ、骨折を伴う骨粗しょう症、筋ジストロフィー
2	視力障がい(片眼の矯正視力0.3以下)がありますか	いいえ
	背骨(脊柱)に変形や障がいがありますか	
3	今までに身体障害者手帳の交付をうけたことがありますか、または、交付の申請中ですか	いいえ
	今までに公的介護保険制度の要介護・要支援の認定をうけたことがありますか、または、認定申請中ですか	

3つの告知項目に該当しない場合でも、職業・年齢・当社での過去の契約状況等を総合的に判断した結果、お引受けできないことがあります。

※上記告知項目は資料作成時のものです。詳しくは告知書をご確認ください。

●ご契約例の推移(P1のご契約例の場合)

(単位:円)

経過年数	年齢	保険料累計額 A	解約返戻金額 B	単純返戻率 (B/A)	損金保険料	資産計上額
1年	61歳	2,541,700	300,000	11.80%	1,016,680	1,525,020
4年	64歳	10,166,800	8,180,000	80.45%	1,016,680	6,100,080
5年	65歳	12,708,500	10,800,000	84.98%	1,016,680	7,625,100
10年	70歳	25,417,000	21,600,000	84.98%	2,541,700	12,200,160
11年	71歳	27,958,700	21,570,000	77.14%	2,541,700	12,200,160
15年	75歳	38,125,500	18,150,000	47.60%	2,541,700	12,200,160
20年	80歳	50,834,000	0	0.00%	4,981,732	0

※上記は各契約応当日の前日時点の数値です。

参考 経理処理(法人契約の場合)

●ご契約形態

ご契約者	被保険者	保険金・給付金受取人
法人	役員	法人

●保険料の経理処理

[例] 70%<最高解約返戻率≤85% 保険期間:20年 年払保険料:2,500,000円 の場合

保険期間の当初4割に相当する期間(1年目~8年目)

保険料の3/5を前払保険料として資産計上し、
残額については損金算入します。

借方		貸方	
定期保険料	1,000,000円	現金・預金	2,500,000円
前払保険料	1,500,000円		

保険期間の当初4割経過後~3/4に相当する期間(9年目~15年目)

保険料の全額を損金算入します。

借方		貸方	
定期保険料	2,500,000円	現金・預金	2,500,000円

保険期間の残り1/4に相当する期間(16年目~20年目)

保険料の全額を損金算入するとともに、当初4割相当期間に資産
として計上した前払保険料の累計額を、残余期間の経過に応じて
均等に取崩し、損金算入します。

借方		貸方	
定期保険料	4,900,000円	現金・預金	2,500,000円
		前払保険料	2,400,000円

※関係法令：法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2

●10年目に災害死亡保険金を受取った場合の経理処理

前払保険料として資産に計上した額を取崩し、保険金との差額は
雑収入として益金に算入します。

[例] 災害死亡保険金: 100,000,000円

10年目までの前払保険料: 12,000,000円

借方		貸方	
現金・預金	100,000,000円	前払保険料	12,000,000円
		雑収入	88,000,000円

●10年目にやむを得ず中途解約された場合の経理処理

前払保険料として資産に計上した額を取崩し、解約返戻金との差額は
雑収入として益金(あるいは雑損失として損金)に算入します。

[例] 10年目の解約返戻金: 20,000,000円

10年目までの前払保険料: 12,000,000円

借方		貸方	
現金・預金	20,000,000円	前払保険料	12,000,000円
		雑収入	8,000,000円

税務についてはパンフレットP4の注意事項を必ずご確認ください。

●お取扱いについて

	障害・介護型	介護型
ご契約年齢	18歳～39歳	40歳～75歳
保険期間／ 保険料払込期間	55歳～100歳満了(歳満了のみ)	
保険金額	50万円～7億円(単位:10万円)	

※ご契約時に、医師の診査は不要です。告知項目に該当しなければ、お申込みいただけます。

※上記お取扱いには、エヌエヌ生命所定の制限があります。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、エヌエヌ生命サービスセンターまでご連絡ください。

サービスセンター

0120-521-513

[受付時間] 平日 9:00～17:00(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務上の取扱いを記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる経理処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務上の取扱いについては、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に経理処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。エヌエヌ生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。
- ご検討・お申込みにあたっては「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務のお取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

ご検討・お申込みに際しましては、

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他のお取引きに対し影響が及ぶことはありません。

〈引受保険会社〉

〈募集代理店〉

エヌエヌ生命保険株式会社

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1
ニューオータニガーデンコート26F
TEL.03-5210-0300
<https://www.nnlife.co.jp>